

バリアフリー改修を行った住宅の固定資産税の減額措置

(令和8年4月1日作成)

バリアフリー改修された住宅で、次の要件にあてはまる場合は、改修工事が完了した年の翌年度の固定資産税額の3分の1が減額されます。

1 要件

(1) 改修住宅

ア 新築された日から10年以上を経過した住宅〔専用住宅、併用住宅（居住部分の割合が2分の1以上）〕 ※賃貸住宅は除く

イ 改修後の床面積が40㎡以上240㎡以下であること

（区分所有家屋の場合、専有部分の面積が対象。令和8年3月31日までに改修された住宅は床面積が50㎡以上280㎡以下であること。）

ウ 次のいずれかにあてはまる者が居住する住宅

(ア) 年齢65歳以上の者が居住する住宅

(イ) 介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者が居住する住宅

(ウ) 障害者である者が居住する住宅

障害者とは、地方税法施行令第7条に規定されている者（福祉手帳・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・被爆者の認定を受けている者、知的障害者とされた者、福祉事務所長の認定を受けた者）

(2) 減額対象工事

㊦廊下の拡幅 ㊧階段の勾配の緩和 ㊨浴室改良

㊩トイレ改良 ㊪手すりの設置 ㊫屋内の段差の解消

㊬引き戸への取替え工事 ㊭床正面の滑り止め化

(3) 工事費用

減額対象工事費用の合計が50万円以上のもの

※補助金等を充てる部分を除く

(4) 工事期間

令和13年3月31日までに改修工事が完了したもの

2 提出書類

- (1) バリアフリー改修に係る固定資産税減額申告書
- (2) バリアフリー改修の領収書
- (3) 工事内容の確認できる書類（工事明細書・写真等）
建築士、登録性能評価機関等による証明でも代替可とします。
- (4) 要介護者・要支援者は、介護保険被保険者証の写し、障害者にあつては手帳の写し等
- (5) 補助金等の内容が確認できる書類（補助金等を受けている場合）
- (6) 納税義務者の住民票の写し（市外在住の方のみ）

3 申告期限

改修工事完了後 3 か月以内

4 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度のみ

5 減額される税額（居住部分のみで都市計画税は対象外）

改修住宅 1 戸あたり 1 0 0 平方メートル相当分の固定資産税額 3 分の 1 を減額

※各種の減額制度の内、省エネ改修とバリアフリー改修の減額制度は併せて適用（1 戸あたり 1 0 0 平方メートル分までを 3 分の 2、1 0 0 平方メートルを超え 1 2 0 平方メートル分までを 3 分の 1 減額）することが可能

6 申告及びお問い合わせ先

〒 2 5 7 - 8 5 0 1 秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

秦野市役所 資産税課 家屋償却資産担当

電話 0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 1（代表）内線 2236・2237・2238

0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 1（直通）